



Temporary Skill Shortage ビザ (サブクラス 482) または一時就労 (技能者) ビザ (サブクラス 457)

COVID-19 の検査と治療

ビザが無い状態であったり、自分のビザの滞在資格や状態を正確に把握していない場合でも、公衆衛生に関する指示には従わなければなりません。体調が悪いときは診察を受け、COVID-19 (新型コロナウイルス) の検査を受けてください。

州・準州政府は、無料のコロナウイルス検査および治療を提供しています。

- [ACT \(首都特別地域\)](#)
- [ニュー・サウス・ウェールズ州](#)
- [北部準州](#)
- [クイーンズランド州](#)
- [南オーストラリア州](#)
- [タスマニア州](#)
- [ビクトリア州](#)
- [西オーストラリア州](#)

Temporary Skill Shortage ビザ (サブクラス 482) または一時就労 (技能者) ビザ (サブクラス 457) 保有者

Temporary Skill Shortage ビザおよびサブクラス 457 ビザの保有者で、職場で一時帰休の対象となったものの解雇はされていない方のビザは、有効な状態のまま維持されます。また、事業者には通常の取り決めに従い、当該ビザ保有者のビザを延長する機会が与えられます。

事業者は当該ビザ保有者のビザ条件や、事業者の雇用義務に違反することなく、当該ビザ保有者の勤務時間を削減することができるようになります。

失業した場合の選択肢

これらのビザ保有者で解雇されてしまい、現在失業中の方は、60 日以内に新たな雇用主を見つけるか、可能であればオーストラリアから出国する手配をしてください。

自国に帰国することができない方は有効なビザを維持し、必要に応じてオーストラリアの医療・保健上の指示・勧告に従わなければなりません。

一時就労ビザの保有者で現在医療ケア、高齢者および障害者介護、幼児保育産業、または農業・食品加工業などの重要産業で雇用されている方も、[Temporary Activity Visa \[一時活動ビザ\] \(サブクラス 408\)](#) [Australian Government Endorsed Event Stream \(COVID-19 Pandemic event visa\) \[オーストラリア政府公認事業 \(COVID-19 パンデミックイベント\)\]](#) ビザの申請資格を有している場合があります。

経済的に困難な状況に陥っているビザ保有者

一時帰休の対象となったものの解雇はされていない状態で、当座の生活費をまかなえない方は、2019/2020年度中に最大10,000ドルまでの自身のオーストラリアのスーパーアニュエーション（退職年金）を非課税で受給することができる可能性があります。

詳細は、

[オーストラリア税務局ウェブサイト上のスーパーアニュエーションの早期受給についての項](#)を参照してください。

COVID-19 パンデミックイベントビザ

現行の一時就労ビザの有効期限が迫っているものの重要産業には就労しておらず、入国規制のために自国に帰国することもできず、他のビザの要件を満たすこともできないという方でも、COVID-19 Pandemic event visa [COVID-19パンデミックイベントビザ]の申請資格を有している場合があります。

この場合、なぜ他のビザの要件を満たすことができないのかを証明する必要があります。こうした証明としては、追加のVAC（Visa Application Charge：ビザ申請料金）を支払うための十分な資金にアクセスできないという供述および証明書等が含まれます。